



平成19年8月7日

各 位

会社名 ブルドックソース株式会社
代表者名 代表取締役社長 池田 章子
(コード番号2804 東証第2部)
問合せ先 取締役経営企画室長 佐藤 貢一
(TEL 03-3668-6811)

当社新株予約権の消却に関するお知らせ

当社は、平成19年7月24日付け「当社新株予約権の(一部)取得に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、平成19年7月24日に開催された当社取締役会において、それぞれ、①当社第2回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当ての要項(以下「本要項」といいます。)第10項(1)に基づき、非適格者(☆ご参照)以外の本新株予約権者の皆様の有する新株予約権を、取得の日を平成19年8月9日として、当社株式を対価として交付して取得すること(以下「本取得1」といいます。)、及び、②本要項第10項(2)に基づき、非適格者に該当する本新株予約権者の皆様の有する本新株予約権を、取得の日を平成19年8月9日として、金銭を対価として交付して取得すること(以下「本取得2」といいます。)を決議しましたが、本日開催された当社取締役会において、取得する本新株予約権について、下記のとおり消却することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1 概要

(1) 本取得1に係る本新株予約権の消却

①消却する銘柄	当社第2回新株予約権
②消却する数	合計50,755,836個
③消却日	平成19年8月9日

(2) 本取得2に係る本新株予約権の消却

①消却する銘柄	当社第2回新株予約権
②消却する数	合計5,340,000個
③消却日	平成19年8月9日

なお、上記の各消却を行うことにより、本新株予約権は全て消却されることとなります。

2 消却する理由

本新株予約権は、スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンドーエス・ピー・ヴィーⅡ・エル・エル・シーが平成19年5月18日に開始した当社株券等に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に対する対応策として、平成19年6月24日に開催された当社定時株主総会における特別決議に基づき、平成19年7月11日付けで、新株予約権無償割当て（以下「本新株予約権無償割当て」といいます。）により、当社を除く全株主の皆様に割当てたものです。

上記1（1）「本取得1に係る本新株予約権の消却」については、上記のとおり、平成19年7月24日に開催された当社取締役会において、本要項第10項（1）号に基づき、非適格者以外の本新株予約権者の有する本新株予約権を、平成19年8月9日付けで取得することを決議し、併せて、取得した本新株予約権を原則として消却することを決議しました。かかる方針に従い、本日開催の当社取締役会において、消却の決議を行いました。

また、上記1（2）「本取得2に係る本新株予約権の消却」については、上記のとおり、平成19年7月24日に開催された当社取締役会において、本要項第10項（2）号に基づき、非適格者に該当する新株予約権者の皆様の有する本新株予約権を、平成19年8月9日付けで取得することを決議しました。当社は、本新株予約権の行使期間が平成19年9月30日までであること、及び、非適格者以外の本新株予約権者の皆様から取得する本新株予約権は取得後消却すること等から、本取得2に係る本新株予約権につきましても、これを消却することとし、本日開催の当社取締役会において、消却の決議を行いました。

3 本新株予約権の概要（ご参考）

① 消却する銘柄	第2回新株予約権
② 割当日	平成19年7月11日
③ 本新株予約権の数	56,095,836個
④ 本新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式合計56,095,836株 (1個あたり1株)
⑤ 本新株予約権の払込総額	無償
⑥ 行使済本新株予約権の数	0個

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| ⑦ 行使価額 | 1株あたり1円 |
| ⑧ 本新株予約権の行使可能期間 | 平成19年9月1日から
平成19年9月30日まで |

なお、同年8月9日現在、非適格者に該当する新株予約権者から取得した本新株予約権について自己新株予約権の消却を行うことにより生じる自己新株予約権消却損(約2,114百万円)及び本件対応策に係る係争費用等の諸費用を合わせ、約28億円の特別損失の発生が見込まれます。

☆ 文中の「非適格者」とは、以下の会社若しくは団体等を意味します。

- ① (a) スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド・エス・ピー・ヴィーⅡ・エル・エル・シー、(b) スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド(オフショア)、エル・ピー、(c) スティール・パートナーズ・ジャパン株式会社、(d) スティール・パートナーズⅠ、(e) スティール・パートナーズⅡ、(f) スティール・パートナーズ・ジャパン・アセット・マネジメント・エル・ピー、(g) リバティ・スクエア・アセット・マネジメント・エル・ピー、(h) リバティ・スクエア・アセット・マネジメント・エル・エル・シー、(i) エス・ピー・ジェイ・エス・ホールディングス・エル・エル・シー、(j) スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド・エス・ピー・ヴィーⅠ・エル・エル・シー、(k) スティール・パートナーズ・リミテッド、及び(1) WGLキャピタル・コーポレーション(a)から(l)までを併せて、以下「SPJら」という。)
 - ② SPJらの共同保有者(証取法第27条の2第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。)
 - ③ SPJらの特別関係者(証取法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいう。)
 - ④ 上記①乃至③に該当する者から、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲り受け若しくは承継した者
 - ⑤ 上記①乃至④に該当する者の関連者

(なお、ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又は、その者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。また、「支配」とは、他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合(会社法施行規則第3条第3項に規定される「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」をいう。)をいう。)

* * *

本件に関しましてご質問がございましたら、下記の連絡先までお問合せください。

記

当社連絡先： ブルドックソース株式会社 経営企画室総務人事グループ

住所 〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町11-5

電話 03-3668-6811

以 上